

認証契約-情報通信技術(ICT) 付属文書

Document #: F101-8-JPN

Release Date: 09-JUN-2020

Page 1 of 2

この認証契約別紙（「本別紙」）は、当社（以下、「Intertek」という）と、情報通信技術（以下、「ICT」という）を用いて顧客の施設の審査をリモートあるいは IATF16949 モニタリングで行うことに合意する顧客との間で締結される。

第 1 条 – 審査プロセス

1.1 顧客情報：顧客は、Intertek による審査には、顧客が Intertek に対して ICT を用いてリモートで、審査対象のシステムやプログラムに関する完全、正確かつ最新の情報および文書を提供することが必要であることを認識している。顧客はそれらの情報のオンラインでの共有、文書や記録の写真の撮影、コンプライアンスのサポートに必要な写真の保存などを含めて、Intertek に対して全ての文書、ポリシー、手続、マニュアル、その他全ての情報を ICT を用いて速やかに提供することに同意する。顧客が、法律上の特権（例えば弁護士秘匿特権）に基づいてもしくは他の専有情報（例えば営業秘密）に基づいて何らかのデータ、文書、またはその他の専有情報を提供することを控えようとする場合には、Intertek は、当該問題の解決に関して顧客との間で合意に達しない限り、認証をすることができない。2.3 条を参照。

1.2 ICT に関する顧客の支援：顧客は、さらに、審査プロセスには Intertek の正規従業員または業務委託先であって、ビデオやデスクトップの共有を通じて ICT を用いた顧客のサイトへのアクセスが与えられた資格ある審査員（「審査員」）によるリモートでの評価が必要となることを認識している。顧客は、さらに、各施設において、顧客の通常の営業時間内に、かかるリモートでの評価を行うことに同意する。Intertek 経営陣、認定機関およびその他のセクター機関組織の担当者またはオブザーバーが審査をモニターすることがある。ICT を用いたリモートでの審査において、顧客は、主要な経営陣や他の人員を待機させ、ICT を用いて施設を案内し、施設のオペレーション及びそのシステムやプログラムを説明させる。さらに、拠点を訪問するに先立ちまたは訪問開始時に、顧客は、審査員に対し、顧客施設における ICT の利用に影響を与える可能性のある制約があればその全てを説明する。

1.3 審査がリモートで行われる場合、顧客は以下につき同意し、保証するものとする：(i) リモート審査あるいは IATF16949 モニタリングを実行するために完全で正確な最新の情報と文書を Intertek に提供する；(ii) Inview アプリを顧客のスマートフォンにダウンロードし使用する場合、当該アプリはリモート審査あるいは IATF16949 モニタリング（ビデオでの観察、インタビューの実施、オンラインでのドキュメントの共有、写真のドキュメントと記録の撮影、コンプライアンスのサポートに必要な写真の保存）の目的でのみ使用する；(iii) 審査員がどのビデオアプリ（Inview、Facetime、Zoom、Skype、Microsoft Teams など）を使用しているも、スマートフォンのカメラを審査対象に向けて、審査員がリモート審査あるいは IATF16949 モニタリングを実行できるようにし、(iv) 顧客自身が、リモート審査あるいは IATF16949 モニタリングを実行するために十分なインターネット接続を確保する責任を負うものとする。

1.4 早期解約：リモート審査あるいは IATF16949 モニタリングの過程で、主任の審査員が、満足できる接続の欠如その他の理由で ICT を用いた方法では審査の目的を達成することができないと判断したとき、その他リモート ICT 審査の完了の客観的な証拠を取得することが不可能であるときは、当該主任審査員は、顧客に通知することによって審査を早期に解約し、拠点を訪問する方法による審査を推奨することができる。接続障害により、リモート審査あるいは IATF16949 モニタリングを中止し、後日のオンサイト審査へのスケジュール変更を行うこととなった場合には、追加費用が発生する場合がある。





認証契約-情報通信技術(ICT) 付属文書

Document #: F101-8-JPN

Release Date: 09-JUN-2020

Page 2 of 2

第2条- 情報通信技術の使用

2.1 カメラ/ビデオの使用 : ICT を用いたリモート審査あるいは IATF16949 モニタリングには、ライブビデオ配信のためのカメラの使用、文書/記録の共有、写真撮影が必要である。ビデオ配信は、リアルタイムでのみ行われ、録画することは許されない。主任審査員は、カメラを操作する者を、特定のプロセスやオペレーションを観察することが必要な場所に移動させる。席上でのインタビューが行われる場合には、主任審査員とのやりとりのために、ラップトップ/デスクトップカメラが代わりに用いられることがある。審査対象者もまた、インタビューの際には、主任審査員をスクリーン上で見ることができる。

2.2 顧客/組織/機関の責任 : 顧客は、リモート ICT 審査を行うにあたり、自己のビデオカメラ（スマートフォン、ラップトップ等）を用いるものとする。

2.3 秘密情報その他の情報の ICT を用いた共有 : 守秘義務やアクセス問題等の理由により何らかの情報に ICT を用いたアクセスができないときは、Intertek と顧客は、審査に先立ち、かかる証拠を検討するための代替手段について合意するものとする。

2.4 IT およびデータ保護手段 : IT に関する IAF ガイダンスに従い、この契約は、現地の適用ある情報セキュリティとデータ保護手段および規則を参照する。これら IT 及びデータ保護手段が実行できないまたは合意できないときは、Intertek は、審査およびアセスメントのための他の方法（例えばオンサイト）を用いるものとする。

第3条- 一般的規定

3.1 記録の保管および秘密保護 : Intertek は、リモート ICT 審査の過程で提供された、認証契約 F101-6 が定義する、全ての文書、ポリシー、手続、マニュアル（もしくはそれらを撮影したもの）、及び他の情報の写しを保持する権利を有する。顧客がその旨要請するときは、主任審査員 は、審査終了時に、審査の過程で取得した電子文書を全て消去する。

3.2 本別紙の条件 : 本別紙は、認証契約 F101-6 の一部を構成し、Intertek が契約書にサインした日に開始し、契約書と同一の期間存続する。

本別紙は英文版が正本であり、日本語版は参考として作成される。これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合、英文版が優先する。